

第七十四号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一 四の項(三)中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。